■泉南市福祉のまちづくり推進計画（案）パブリックコメントに対する市の考え方

実施期間：令和４年１月１７日（月）～令和４年２月１６日（水）

資料閲覧方法：市情報公開コーナー及び生活福祉課窓口等にて閲覧、市公式ウェブサイトへの掲載

意見提出方法：郵送、FAX、電子メール又は直接持参

提出者数・件数：１名・５件

| 寄せられた意見等 | 意見に対する市の考え方 | 計画該当箇所 |
| --- | --- | --- |
| 意見１　施策の方向　１行目から２行目にかけて「不条理にも犯罪の被害にあった人やその家族等に対して支援の手が差し伸べられるべきなのは当然のことですが」とあります。わが国では、被害者支援については以前よりすすだとはいえ、その施策は未だ不十分で手厚いとは言い難い現状と思われますので、この表記には少し引っ掛かりを覚えます。３行目の「真摯に反省し社会復帰に臨むのであれば」の部分ですが、犯罪をした人が立ち直る際に、本人の意思が重要なのはそうなのですが本人の意思のみで立ち直ることは難しく、やはり周りの支援が必要です。また、依存症などは一種の病気であると考えられており、本人の反省や意志だけではなかなかやめづらい場合も多いです。そういうことを考えますと、上記標記は、少し上から目線的であり、条件をつけてその上で支援する、というようなイメージを受けます。　　以上のことから、１行目から５行目「また」までの部分には、例えば、「わが国では、刑法犯の件数が毎年減少するなかで、再犯者の割合が増加しており、安心・安全なまちづくりのためにも、犯罪や非行をした人が社会生活に復帰するための支援をすすめることが課題となっています」といった内容の、再犯防止の意義について触れていただければと思います。 | ご指摘を踏まえ、次のように本文を改めます。「わが国では、刑法犯の件数が毎年減少する中で、再犯者の割合が増えています。安心・安全なまちづくりのためにも、犯罪等をした人が社会生活に復帰するための支援を進めることが課題となっています。」 | 66ページ |
| 意見２主な取り組み　②更生保護関係の支援者・団体との連携　「保護司会の運営支援などを通じ」の部分について　当方は、令和２年４月より「更生保護サポートセンター」を市のご協力を得て、あいぴあ泉南内に開所しております。現在毎週水曜日に、保護司活動や処遇会議、面接、関係機関との連携等に使用しており、地域の更生保護の拠点となるべく、運営を図っています。できましたら、この再犯防止計画の中に「更生保護サポートセンターの運営支援」も盛り込んでいただくことを希望致します。 | ご指摘を踏まえ、次のように本文を改めます。「保護司会及び更生保護サポートセンターの運営支援などを通じ、保護司など更生保護関係の支援者・団体に対する相談支援の充実を図ります。また、犯罪等をした人の立ち直りを支援するために、更生保護関係の支援者・団体との連携を推進します。」 | 66ページ |
| 意見３主な取り組み　③自立支援の推進１行目の「保護観察や受刑期間の後」というのは、保護観察の後、受刑期間の後、ということでしょうか。ここの意味がわかりかねます。この部分は無くてもいいのではないでしょうか。「犯罪をした人は、仕事や住居に困った結果として、再犯につながる例も少なくありません」で通じるのではないでしょうか。２行目「再発防止」となっていますが、「再犯防止」ではないですか。２行目末、「就労や住まいの支援機関などとの連携の充実を図ります。」とあります。これだと、市としては。支援機関などをとの連携充実を図ることになり、市として、再犯防止に向け犯罪をした人をどう支援するのかが見えてきません。「就労や住まいの支援を、関係機関と連携しつつ、充実を図ります。」としたらどうでしょうか。 | ご指摘を踏まえ、次のように本文を改めます。「犯罪等をした人のうち、仕事や住居に困った結果として、再犯につながる例も少なくありません。再犯防止に向けて重要となる就労や住まいの支援を、関係機関などと連携しつつ、充実を図ります。」 | 67ページ |
| 意見４各主体に求められる取り組み　市のほうの「各種制度の利用促進」の部分ですが、各種制度があってもそれらをよく知らないので利用に繋がらないということもあります。制度の周知も必要です。「各種制度」の後に「周知と」を追記したらどうでしょうか。 | ご指摘を踏まえ、次のように本文を改めます。「各種制度の周知と利用促進」 | 67ページ |
| 意見５各主体に求められる取り組み表記の点で、「犯罪をした人等」、「犯罪をした人」、「犯罪等をした人」の３通りが見られます。統一したほうがいいのではないでしょうか。 | ご指摘を踏まえ、「犯罪等をした人」に統一します。 | 67ページ |